

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田 口 幸 雄

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 佐々木 泰 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 工 藤 秀 悦

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月22日の第136期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金35円 総額626,736,320円

効力発生日 平成30年6月25日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行う。

また、上記の変更に伴い、条数等の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

高橋真裕、田口幸雄、三浦茂樹、菊地美貴男、高橋博昭、佐藤 求、佐々木泰司、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の10氏を取締役に選任する。

なお、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の3氏は、社外取締役である。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

千葉祐嗣、小原 忍、吉田瑞彦、菅原悦子の4氏を監査等委員である取締役に選任する。

なお、小原 忍、吉田瑞彦、菅原悦子の3氏は、社外取締役である。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額60百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額80百万円以内の範囲で割り当てる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	132,349	12,736	0	(注)1	可決 88.89
第2号議案	144,613	472	0	(注)2	可決 97.13
第3号議案					
高橋 真裕	117,481	27,599	0		可決 78.91
田口 幸雄	117,437	27,643	0		可決 78.88
三浦 茂樹	119,829	25,251	0		可決 80.48
菊地美貴男	119,827	25,253	0		可決 80.48
高橋 博昭	123,846	21,234	0	(注)3	可決 83.18
佐藤 求	123,846	21,234	0		可決 83.18
佐々木泰司	123,846	21,234	0		可決 83.18
三浦 宏	119,556	25,524	0		可決 80.30
高橋 温	119,859	25,221	0		可決 80.50
宇部 文雄	119,943	25,137	0		可決 80.56
第4号議案					
千葉 祐嗣	123,614	21,469	0		可決 83.02
小原 忍	110,628	34,455	0	(注)3	可決 74.30
吉田 瑞彦	111,535	33,548	0		可決 74.91
菅原 悦子	110,653	34,430	0		可決 74.32
第5号議案	144,779	278	28	(注)1	可決 97.24
第6号議案	144,786	271	28	(注)1	可決 97.25
第7号議案	144,351	734	0	(注)1	可決 96.95

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。